

平成17年度予算編成方針

今、本市は新しい丸亀市として一步を踏み出しました。新市建設計画で示された新市の将来像『自然と歴史が調和し 人が輝く田園文化都市』の創造に向け、新市が有する豊かな自然や文化、そして都市基盤施設などを最大限活用しながら、11万市民と市が一体となって新しい未来を拓いていかなければなりません。

しかしながら、新市が直面する財政環境については、歳入面では市税の減収や国の三位一体改革の進展による地方交付税などの減額措置などにより縮小は避けられず、一方歳出面では、扶助費の増大はもとより、1市2町の継続事業の推進や今年の台風災害による公共施設などの復旧事業に多額の財源を要し、歳出に見合う歳入を確保することは困難な状況にあります。

このため、新市の実質的なスタートとなる平成17年度予算編成につきましては、これまでの合併協議会での調整や事務事業の一元化作業などをしっかりと踏まえ、「継続性の確保」と「新市の均衡ある発展と住民の一体感の醸成」を最重点課題として、限られた財源の重点的かつ効果的な配分に努めるとともに、不足する財源につきましては、できる限り合併効果による内部事務経費の圧縮や経常経費のさらなる削減により捻出するなど、一連の編成作業を通じ「全庁的な改革行動と連動した予算づくり」をめざすこととします。

もとより、改革行動には問題意識が不可欠であります。

前例や慣例を払拭し、最少の経費でより良い市民サービスを追求していくためには、日々、熱意と情熱を持って業務に取り組むとともに、何より市民の立場にたった問題意識を大切に、気づいたことは、そのままにせず、積極果敢に改革行動に移すことが極めて重要であります。

新市移行は、その絶好の機会と言えます。

職員各位においては、本予算編成方針に基づき、現行の事務事業をあらためて洗い出し、市民サービスの向上に向け、問題意識を全庁的に高めながら、英知と創意工夫を結集して、予算編成作業に取り組まれることを切望します。

丸亀市長 新井 哲 二

基本方針

1 平成17年度予算については、現在平成17年3月22日に市長職務執行者が専決した平成17年4月から6月までの3カ月間の暫定予算を執行しているところである。このため、本方針に基づき本予算案、すなわち投資・政策的経費を含めた年間予算を編成し、平成17年6月定例市議会に提案する。

なお、現在執行中の暫定予算については、本予算が成立した段階で本予算に吸収されるものである。

2 経常経費（議員報酬、特別職・一般職給、賃金、中讃広域負担金、扶助費、貸付金、国・県等の補助対象事業費、別に指定する政策的経費、合併協議で確定した経費などを除く）については、平成16年度予算編成で旧丸亀市が導入した包括予算編成方式の考え方を踏襲し、平成16年度予算ベースで算定した旧1市2町の合算調整額の90%以内で編成するものとする。

なお、具体的作業については、平成17年1月に合併協議会の各分科会で実施した調整作業（経常経費の10%削減作業）を受け継ぎ、各部、かいが自主的、主体的に合併効果による内部事務経費の圧縮やスクラップアンドビルド方式の徹底による経費の削減に取り組み、新市建設に向けた財源の捻出を図ることとする。

3 投資・政策的経費については、平成17年2月に合併協議会の各分科会で作成した、平成17年度投資・政策的経費積算調書に基づき調整を行うこととし、「継続事業」及び「合併関連事業」を優先事業と位置づけ予算の重点的かつ効果的な配分に努めることとする。

したがって、その他の事業については、財源確保が極めて困難な状況を踏まえ、既存公共施設の安全確保と整備改善を第一に、道路や学校などの市民サービス根幹施設の改修や補修に限定する。

4 補助金（福祉振興委託料を含む）については、関係団体に本市と同様の経費削減を求め、減額に取り組むこととする。

5 歳入については、合併協議を踏まえ、全ての項目について適正かつ的確に収入見込額を算定することとする。

6 特別会計については、一般会計に準じ、経常経費については10%削減に自主的に取り組むこととし、その他経費については、独立採算の原則を認識したうえで、今後は一般会計による赤字補填は困難になることを十分考慮したうえで、引き続き厳しい姿勢で事務事業の効率化や業務運営の健全化に取り組むこととする。

以上